

ラオスにおける農業用トラクター輸入許可証発行廃止に関する通知

2021年11月10日

One Asia Lawyers ラオス事務所

1. 背景

人口の約 7 割が農業に従事しているラオスですが、商品作物の栽培促進のため、初期投資費用の軽減及び農業参入プロセスの簡素化を目的として、2021年10月19日付で「農業用トラクター輸入許可証の発行廃止にかかる商工業省大臣命令 (No.0982)」を発行しました。



今回、輸入許可証の発行が廃止となる農業用トラクターは、ラオスの関税表率において、分類番号 (HS コード) 8701¹に属するものです。

今回は、該当する農業用トラクターの輸入に関する手続きについて解説いたします。

2. 農業用トラクター (運転室を有する)

同トラクターは、輸入許可証は取得する必要はありません。しかしながら、輸入にかかる税金や関税を支払う前に、公共事業運輸省運輸局から原動付車両技術許可証を取得し、当局で登録する必要があります。なお、国際国境からのみ輸入可能となっています。

3. 農業用歩行操縦式トラクター

同トラクターも輸入許可証を取得する必要はありません。さらに、上記2のように、公共事業運輸省運輸局から原動付車両技術許可証の取得及び当局での登録の必要もありません。輸入にかかる税金や関税の手続きのみで輸入が可能となっています。なお、国際国境、地方国境及び慣習的国境から輸入することが可能です。

¹ ラオスの HS コードは、以下のサイトで確認することができます。

<https://laotradeportal.gov.la/index.php?r=tradeInfo/codeView&hsType=Sub&value=8701&searchType=HSCODE>

4. 輸入台数について

農家は、1 家族 1 台の農業用トラクターを輸入することができます。居住している村の役場より、トラクターを農産物の栽培目的で使用することを証明するレターを取得する必要があります。

農業団体や農業組合は、実際の耕作面積に応じた台数の農業用トラクターを輸入することが可能です。団体や組合が所在する、地方レベルの農林事務所より、トラクターを農産物の栽培目的で使用することを証明するレターを取得する必要があります。

5. 農業用トラクター等の国内販売

農業用トラクター、部品・パーツ、付属品等をラオス国内において販売目的で輸入するためには、ラオスにおいて企業登録をする必要があります。また、アフターサービスの提供及び外国企業の場合は、企業登録証とは別に、商工業省より、卸売・小売り事業許可証を取得する必要があります。販売目的の農業用トラクター等は、国際国境からのみ輸入可能です。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 10 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム (CLMV) の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。

ビエンチャン日本人商工会議所事務局長 (2015 年)、カンボジア日本人商工会労務委員 (2014 年、2015 年)、盤谷日本人商工会 GMS 委員 (2016 年-)、東京都中小企業振興公社の相談員 (2017 年-)、中小機構相談員 (2016-) 等を歴任。yuto.yabumoto@oneasia.legal



[内野 里美](#) 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。

satomi.uchino@oneasia.legal